

藍川スポーツカルチャークラブ規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 名称は、藍川スポーツカルチャークラブ（以下「クラブ」という。）と称する。

(目 的)

第2条 クラブの活動は、休日の学校部活動に置き換わるものであることを踏まえ、岐阜市地域クラブ活動指針を遵守し、スポーツ及び文化活動を通じた生徒の健全な心身の育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 クラブは、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 部活動から地域移行した地域クラブの運営
- (2) スポーツ、文化活動への支援
- (3) 前各号に掲げるもののほか、クラブの目的を達成するために必要な事業

第4条 クラブの事務局は、藍川中学校体育教官室内に置く。

- 2 クラブの事務局に事務局長1名を置き、事務局長は理事長が指名するものをもって充てる。
- 3 事務局長は、クラブの事務全般を司る。

第2章 会員

(正会員、サポート会員)

第5条 クラブの会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

- ア 藍川中学校、藍川東中学校、藍川北学園（7～9年生）に通うクラブの目的に賛同した個人
- イ 市内の小中学校に通うクラブの目的に賛同した個人で理事長が認めるもの

(2) サポート会員

クラブの目的に賛同した個人及び企業等

(入 会)

第6条 クラブに会員として入会する者は、入会申込書（様式第1号）により申し込むものとする。

- 2 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに入会申込書変更届（様式第2号）を提出しなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、別表1に定める会費を納入するものとする。

- 2 正会員は、別に定める期日までにスポーツ安全保険料を納めるものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 正会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。

(3)除名されたとき。

(退 会)

第9条 正会員は、退会届（様式第3号）を提出することにより、クラブを退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、その会員を除名することができる。

(1)法令又は本規約等に違反したとき。

(2)クラブの名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費その他抛出金品は、返還しない。

第3章 組織

(役 員)

第12条 クラブは理事及び監事並びに相談役をもって組織し、別表2に掲げる職にあるものをもって充てる。

2 クラブに理事長1人、副理事長1人、監事2人を置く。

3 理事長は理事の互選により定める。

4 副理事長は理事長が指名する。

5 監事は相談役から理事長が指名する。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1)理事長は、クラブを代表し、運営全体を総括する。

(2)副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3)監事は、クラブの会計事務及び業務の業況を監査する。

(4)相談役は、クラブ運営等に対しアドバイスや助言を行うことができる。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 指導者

(指導者)

第15条 クラブに指導者を置く。

2 指導者は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

3 指導者は、クラブの目的に賛同し、スポーツ指導及び青少年の健全育成に対する熱意を有する者とし、クラブが主催し、または指定する研修会等に参加しなければならない。

4 指導者がクラブの趣旨に違背する行為があった場合は、理事会の議決をもって解任することができる。

できる。

- 5 指導者はクラブにおいてスポーツ安全保険に加入する。

第5章 会議

(会 議)

第16条 クラブに次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 執行委員会
- (4) 部会
- (総 会)

第17条 総会は、クラブの最高決議機関とする。

- 2 総会は、理事長が招集し、理事長又は理事長が指名する者が議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 規約の策定及び改廃に関する事。
 - (2) クラブの基本方針に関する事。
 - (3) クラブの事業計画及び事業報告に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) 役員に関する事。
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、クラブの運営に関し重要な事。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第18条 理事会は、理事及び事務局長をもって組織する。

- 2 理事会は、必要に応じて理事長が招集し、理事長が議長となる。
- 3 理事会は、総会に提出する案件その他重要な事項について審議する。
- 4 理事会は、総会の権限に属する事項について、クラブの目的を達成するために必要かつ緊急を要する場合は、審議し、承認または決定をすることができる。この場合において、理事長は、当該決定をした事項を直近の総会に報告しなければならない。

(部 会)

第19条 各種目の運営及び活動状況を把握するため、クラブに次の団体等からなる部会を設置する。

- (1) 各種目の保護者会からなる保護者部会
- (2) 各種目の指導者からなる指導者部会
- (3) 各校の部活動主任からなる地域連携部会
- 2 各部会は部会員により組織し、部会長1名、副部会長2名を置く。
- 3 部会長及び副部会長は部会員の互選により選出する
- 4 部会長は部会を総括し、副部会長は部会長を補佐する。
- 5 部会長は、クラブの理事となる。

(執行委員会)

第20条 各種目の運営及び活動状況を共有し理事会へ報告するため、執行委員会を設置する。

2 執行委員会は、理事長、各部長及び副部長並びに事務局長をもって設置する。

3 執行委員会は、必要に応じて理事長が招集し、理事長が議長となる。

第6章 会計

(資金)

第21条 本会の資金は、以下のものとする。

(1) 会費

(2) 事業等による収入

(3) 補助金

(4) 委託金

(5) 寄付金及び協賛金

(6) 交付金

(7) その他

(資金の管理)

第22条 クラブの資金は、理事長が管理し、事務局長が執行する。

(会計年度)

第23条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第7章 事故の責任

(事故の責任)

第24条 会員は、クラブ活動の際、クラブの諸規定並びに施設管理責任者及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

2 会員は、クラブの活動において、盗難、傷害、その他の事故により生じた損害について、クラブ又は指導者に対し、その損害の賠償を一切請求しないものとする。

(保険の加入)

第25条 クラブは、その活動中の障害をはじめ一切の事故については、「スポーツ安全保険」の対象の範囲内でのみ対応するものとする。

第8章 細則

(細則)

(電子情報処理組織による申込み等)

第26条 第6条第1項の規定による入会申込書の提出又は第6条第2項の規定による入会申込書変更届の提出若しくは第9条第1項の規定による退会届の提出については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(イベント等における受講料等)

第27条 クラブにおいて、講座やイベントを開催した場合、別表1のとおり、受講料等を徴収することができる。

第28条 本規約に定めのない事項については、理事会の決議によって定める。

付則 本規約は令和7年9月1日より施行する。

別表1

費用名		金額
正会員	月会費	2, 0 0 0 円
	スポーツ安全保険料	8 0 0 円
サポート会員費		年間1口 1, 0 0 0 円以上 広告等に関しては別途設定
受講料・参加料		各種イベントごとに別途設定

別表2

役職	
理事	藍川中学校 学校長 藍川東中学校 学校長 藍川北学園 学校長 保護者部会長 指導者部会長 地域連携部会長 教育委員会が推薦する者
監事	相談役から理事長が指名する者
相談役	岩自治会連合会長 芥見自治会連合会長 芥見東自治会連合会長 芥見南自治会連合会長 藍川自治会連合会長

様式第1号（第6条関係）

申込日 年 月 日

（あて先）藍川スポーツカルチャークラブ 理事長様

藍川スポーツカルチャークラブ 入会申込書

※該当する事項について、ご記入いただいた個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律その他関係規程に基づき適正に管理します。

フリガナ		性別	
氏名		生年月日	(西暦) 年 月 日
住所 (自宅)	〒 —		
学校名、学年	☐ 藍川中学校 ☐ 藍川東中学校 ☐ 藍川北学園 ☐ その他 () ☐ 1年生 ☐ 2年生 ☐ 3年生 ☐ 7年生 ☐ 8年生 ☐ 9年生		
参加したい クラブ	<運動系> ☐ 陸上競技 ☐ サッカー ☐ 軟式野球 ☐ バスケットボール (男子) ☐ バスケットボール (女子) ☐ バレーボール ☐ 卓球 ☐ 剣道 ☐ ソフトテニス <文化系> ☐ 美術 ☐ 箏 (こと) ☐ 演劇		
保護者氏名			
連絡先	() —		

(必須)

申込みに当たり、次の事項について同意します。

- 藍川スポーツカルチャークラブの規約に掲げる目的を理解するとともに、岐阜市地域クラブ活動指針を遵守すること。
- 入会申込書の記載内容に相違がないこと。

様式第2号（第6条関係）

（あて先） 藍川スポーツカルチャークラブ 理事長様

藍川スポーツカルチャークラブ 入会申込書変更届

私は、藍川スポーツカルチャークラブ入会申込書の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。

※ 該当する事項について、□に✓を記入し、変更後の情報を記入してください。）

□ 氏 名	フリガナ（ ）
	新 氏 名（ ）
	旧（登録時）氏名（ ）
□ 住 所 （自宅）	〒 —
□ 参加 したい クラブ	<運動系>
	□陸上競技 □サッカー □軟式野球
	□バスケットボール（男子） □バスケットボール（女子）
	□バレーボール □卓球 □剣道
	□ソフトテニス（男子） □ソフトテニス（女子）
	<文化系>
	□美術 □箏（こと） □演劇
□ 連絡先	（ ） —
年 月 日 氏名 保護者氏名 ※氏名変更の場合は新氏名	

※ ご記入いただいた個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律その他関係規程に基づき適正に管理します。

様式第3号（第9条関係）

申込日 年 月 日

（あて先） 藍川スポーツカルチャークラブ 理事長様

藍川スポーツカルチャークラブ 退会届

私は、藍川スポーツカルチャークラブを退会したいので、届け出ます。

※該当する事項について、ご記入いただいた個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律その他関係規程に基づき適正に管理します。

フリガナ		性別	
氏名		生年月日	(西暦) 年 月 日
住所 (自宅)	〒 —		
学校名、学年	☐ 藍川中学校☐ 藍川東中学校☐ 藍川北学園 ☐ 1年生☐ 2年生☐ 3年生☐ 7年生☐ 8年生☐ 9年生		
クラブ種目	<運動系> ☐ 陸上競技☐ サッカー☐ 軟式野球 ☐ バスケットボール (男子)☐ バスケットボール (女子) ☐ バレーボール☐ 卓球☐ 剣道 ☐ ソフトテニス (男子)☐ ソフトテニス (女子) <文化系> ☐ 美術☐ 箏 (こと)☐ 演劇		
退会理由			
保護者氏名			
連絡先	() —		